

第 76 号議案

阪神水道企業団規約の変更の協議の件

阪神水道企業団を設ける地方公共団体に明石市を加えること及び阪神水道企業団規約の一部を次のように変更することについて、関係地方公共団体と協議する。

令和 5 年 11 月 29 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

阪神水道企業団規約の一部を変更する規約

阪神水道企業団規約（昭和 37 年兵庫県指令地第 1700 号）の一部を次のように変更する。

次の表の変更前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「変更部分」という。）及び変更後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 変更部分及びこれに順次対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を当該変更後部分に改める。
- (2) 変更部分のみ存在するときは、当該変更部分を削る。
- (3) 変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
(企業団を組織する市) 第 2 条 企業団は、次の市をもつて組織する。 神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 宝塚市 <u>明石市</u>	(企業団を組織する市) 第 2 条 企業団は、次の市をもつて組織する。 神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市 宝塚市

附 則

この規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を経る必要があるため。

(参 考)

地方自治法 ぬきがき

(組織、事務及び規約の変更)

第286条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第287条第1項第1号、第4号又は第7号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 [略]

(議会の議決を要する協議)

第290条 第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。